



平成30年4月5日
海事局船員政策課

船員の健康確保と船内生活の魅力向上のため 「第1回 船舶料理士資格の効率的な取得に関する検討会」を開催します。

海事局船員政策課では、「船舶料理士資格の効率的な取得に関する検討会」を開催し、国家資格である船舶料理士について、資格に必要な技能を維持しつつ、早期に資格取得が可能な方法の検討を開始します。

近海区域以遠を航行する船舶のうち1,000トン以上のものについては、船舶料理士の資格を有する者の乗船が義務づけられています。船舶料理士の資格取得のためには、国家試験である船舶料理士試験に合格のうえ、一定期間乗船した実務経験が必要です。

この要件について、ILO海上労働条約に定められた条件を引き続き担保したうえで、船舶料理士に必要な栄養や食品衛生管理等の知識とともに各種料理の実技能力を維持確保しつつ、より早期に資格取得を可能とする方法について検討を行うことを目的に、「船舶料理士資格の効率的な取得に関する検討会」を下記のとおり開催します。

記

1. 日時：平成30年4月9日(月)14:00～15:00
2. 場所：中央合同庁舎3号館11階海上保安庁会議室
3. 委員：別紙のとおり
4. 議事：
 - 議題1 検討会における議論のテーマ
 - 議題2 船舶料理士資格の現状
 - 議題3 船舶料理士資格の効率的な取得方法に関する検討課題
 - 議題4 検討のためのヒアリング及びアンケート調査の実施

<取材等について>

- ・ 本検討会は非公開で行います。ただし、カメラ撮りは冒頭のみ可能です。
- ・ カメラ撮りを希望される場合は、会議開始10分前までに会議室前にお集まり下さい。
- ・ 会議資料、議事概要については、後日、国土交通省ホームページに掲載いたします。

【問い合わせ先】海事局船員政策課
労働環境対策室 鈴木、森本
(代表)03-5253-8111(内線)45-141、45-143
(直通)03-5253-8652(FAX)03-5253-1643